

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法) の概要について



国土交通省 都市安全課

令和6年10月



背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ **各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」 ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
⇒ 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

盛土規制法に基づく規制区域について

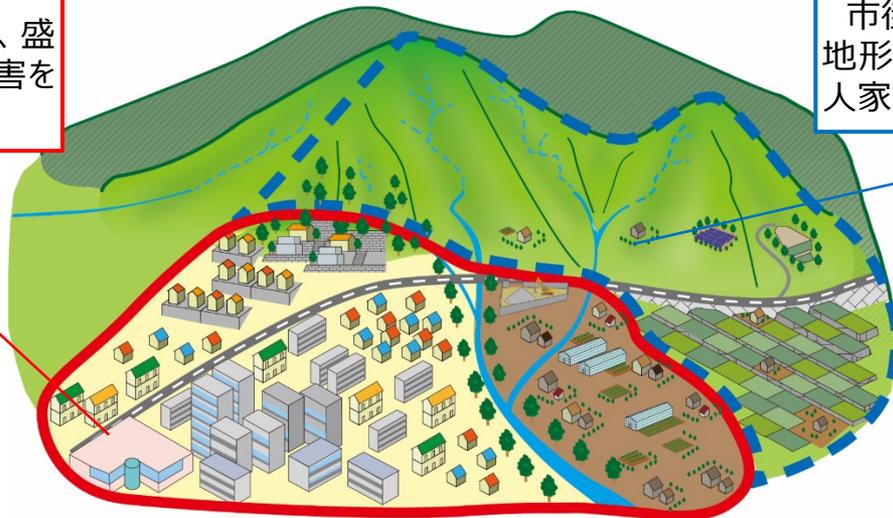
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



令和6年9月1日時点
区域指定

22 自治体

※重複あり

令和5年9月28日指定
令和6年1月1日指定
令和6年3月26日指定
令和6年4月1日指定

令和6年6月6日指定
令和6年6月28日指定
令和6年7月1日指定
令和6年7月31日指定
令和6年9月1日指定

広島県
鳥取県、鳥取市
福島県（※西郷村、矢祭町）
大阪府、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、神戸市、呉市、福山市
京都市
福島県（※白河市）
堺市、吹田市
東京都、八王子市
福島市、郡山市、いわき市

令和6年10月までに
区域指定予定

3 自治体

令和7年5月まで※に約 **9** 割の自治体が区域指定予定

※法施行後2年以内

規制対象

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

災害の発生するおそれがないと認められる工事について(許可不要工事)

盛土規制法においては、「災害の発生のおそれがないと認められる工事」(届出又は許可が不要となる工事)として、以下の工事が政令で規定されているほか、以下の工事を省令で規定。

政 令

- **鉱山保安法**：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）
- **鉱業法**：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）
- **採石法**：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
- **砂利採取法**：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）

省 令

- **土地改良法**：土地改良事業(農業用排水施設の新設等)等
- **火薬類取締法**：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- **家畜伝染病予防法**：家畜の死体等の埋却
- **廃棄物の処理及び清掃に関する法律**：廃棄物の処分等
- **土壤汚染対策法**：汚染土壤の搬出又は処理等
- **平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法**：廃棄物又は除去土壤の保管又は処分
- **森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事**
- **国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事**
- **高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないものを行う工事**
- **土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの**
- **工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの**

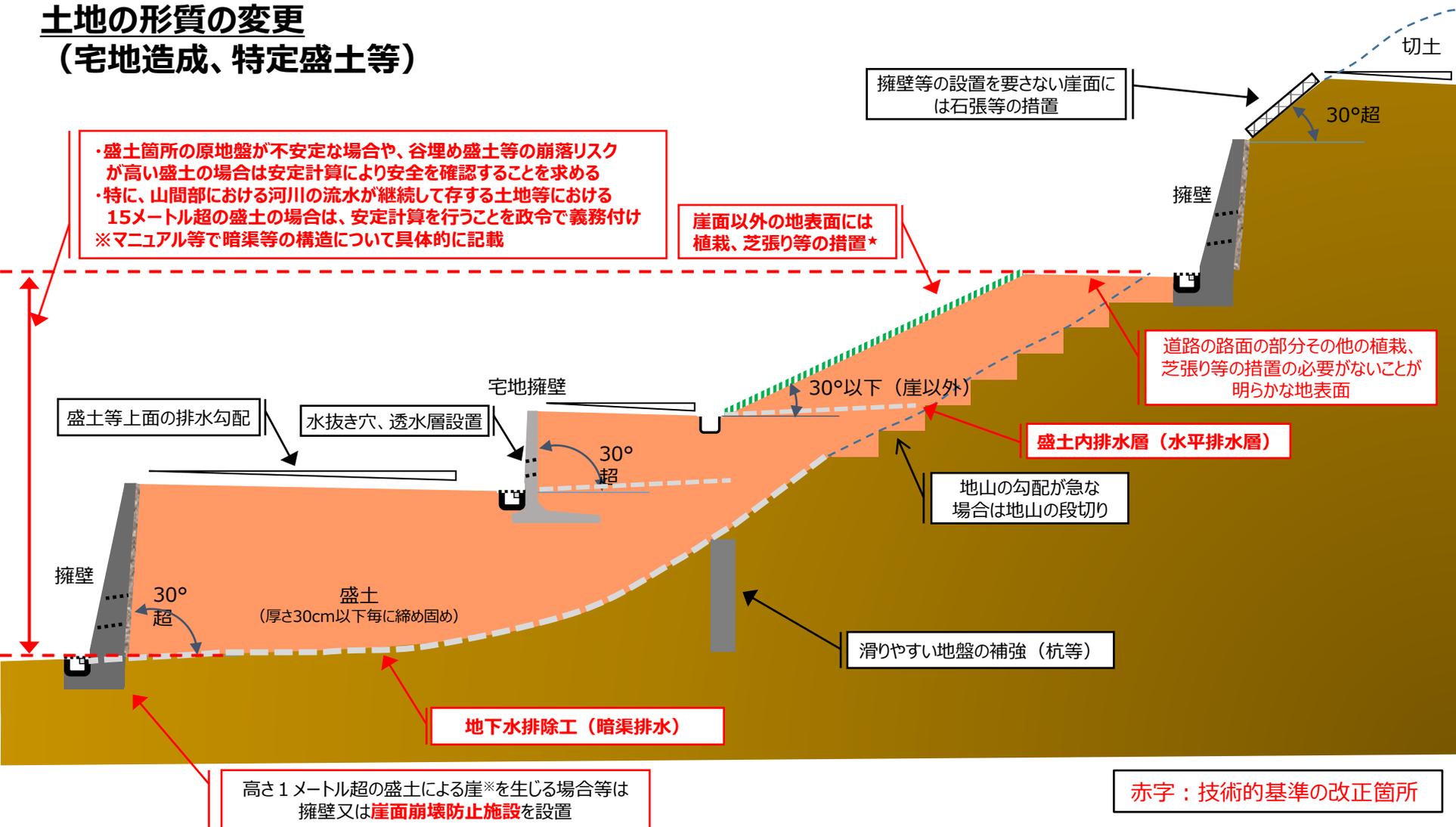
なお、盛土規制法においては、道路、公園、河川等の公共施設用地（※）については、届出・許可を含め、法の適用除外となる。

※道路、公園、河川のほか、以下の施設が公共施設に該当する。

- ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等
- ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 等

土地の形質の変更の技術的基準(政令)全般の概念図

土地の形質の変更 (宅地造成、特定盛土等)



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。

★宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定。

土石の堆積に係る技術的基準（政令）

※全項目、新規に規定

概要	規定
地盤の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下 (堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く) ・地表水等による地盤の緩み等が生じない措置
周辺の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・次の(イ)(ロ) いずれかに該当する空地（勾配10分の1以下）の確保 (イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地 (ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地 ・堆積した土石の周囲への柵等の設置 <p>※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く</p>
土石の崩壊防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置

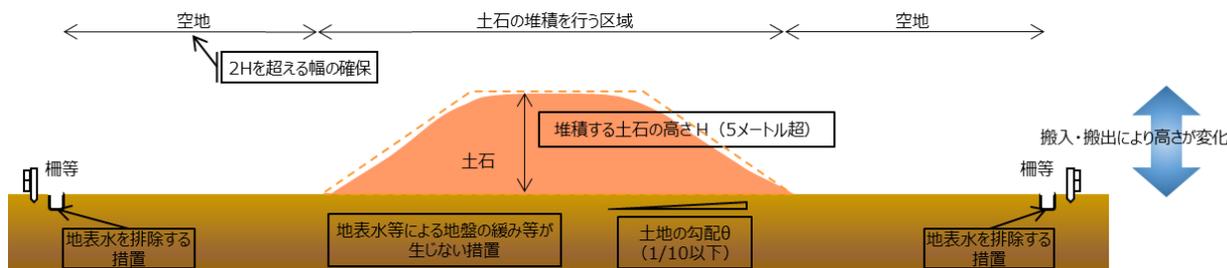
(注) 「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に**搬出することを前提とした**、土石を**堆積する行為**

【参考】土石の堆積の技術的基準（政令）全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



盛土等の安全対策に関する関係部局間の連携

- 盛土等に伴う災害の防止を図るためには、関係部局間で緊密に連携することが重要
- 国においては、関係府省連絡会議等を通じて連携体制を充実するとともに、地方公共団体においては、盛土規制法所管部局の体制を確立するとともに、既存法令等による対応も含め、関係部局と連携しつつ、総力を挙げて盛土等の安全対策に取り組むことが重要

